

令和4年
10月1日から

自転車に乗るときには

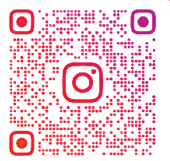
ヘルメット着用が 必要です。

熊本市自転車の安全利用及び
駐車対策等に関する条例改正



撮影場所: 白川チャリンぼみち(子飼橋~明午橋間)

Instagramでも
情報発信中!



KUMAMOTOCITY.JITENSHA

自転車利用に関する新たなルールなど、詳しくは裏面で!

自転車利用に関する 新たなルールをご確認ください！

(令和4年10月1日 熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例改正)

条例改正のポイントは3つ

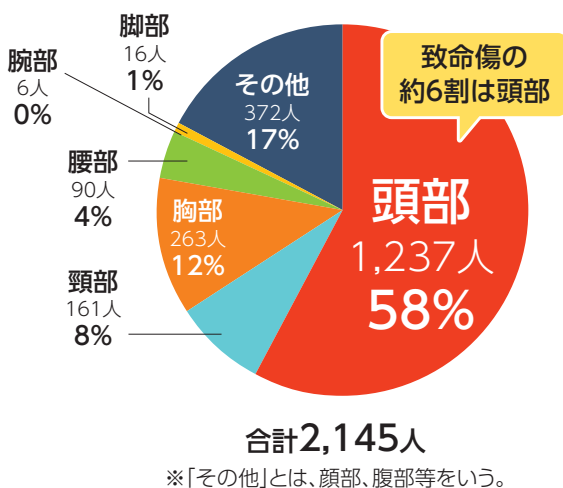
ポイント

1

自転車に乗るときには
大人も子供もヘルメット着用

早めのご準備を！

〈グラフ①〉全国での自転車乗用中死者の
人身損傷主部位(致命傷の部位)



これまで子供が着用するものというイメージが大きかったヘルメットですが、これからは自転車を利用するすべての方で着用が必要です(努力義務)。ヘルメットを正しく着用することで、交通事故における致死率は大きく下がります。大人も子供もヘルメットを着用して、自転車を安全に利用しましょう。

〈グラフ②〉全国での自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率



グラフ①②ともに
平成29年～令和3年合計、
警察庁ホームページより

ポイント

2

自転車保険等への加入

更新も
忘れずに！

自転車も「車両」の一種として大きな責任を負っており、交通事故の加害者になってしまうと、1億円に迫る高額賠償金を求められることがあります。

保険には様々な種類がありますので、ご自身に合ったものを選択してください。

ポイント

3

夜間ライト点灯及び
側方反射器材(リフレクター)の装備

自転車事故の多くは夕暮れ時から夜間にかけて発生しています。ライトの点灯は、道を照らすだけでなく、他者に自身の存在をアピールする効果があります。また、道路横断中の事故を防ぐため、ライトで照らせない側面には反射器材(リフレクター)の装備をお願いします。



お問い合わせ

熊本市 自転車利用推進課

TEL.096-328-2259

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号